

改正パートタイム労働法等説明会

ご案内

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し短時間労働者の雇用管理の改善等の促進を図るため、平成27年4月1日から、改正パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)等が施行されます。

沖縄労働局では、県内企業の事業主及び人事労務担当者等に対し、「改正パートタイム労働法」の説明と「改正次世代育成支援対策推進法」「両立支援等助成金」についても説明を行います。

と き 平成27年2月19日(木) 午後2時～4時

ところ 沖縄県庁講堂(那覇市泉崎1-2-2 4階)

◎ 説明

●改正パートタイム労働法について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課係長

- 改正次世代育成支援対策推進法について 沖縄労働局雇用均等室
- 両立支援等助成金について 沖縄労働局雇用均等室
- 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法について 沖縄労働局監督課

主催 沖縄労働局、沖縄県

対象者 事業主、事業主団体、労働者、市町村等(定員約200名)

参加料 無料

※申込〆切 : 平成27年2月17日(火)

◆ 沖縄県庁庁舎内には駐車場スペースがございませんので、公共交通機関によりご来庁ください◆

※名護市、宮古島市、石垣市での説明会も併せて予定しています。

～ 日程等は裏面をごらんください ～

● 名護市、宮古島市、石垣市開催日時・場所

日 時	場 所	定 員
平成27年1月27日(火) 14:00~16:00 (申込×切) 平成27年1月23日(金)	名護中央公民館(小ホール) (名護市港二丁目1番1号)	50名
平成27年1月29日(木) 14:00~16:00 (申込×切) 平成27年1月27日(火)	平良地方合同庁舎2階会議室 (宮古島市平良字下里1016)	30名
平成27年2月3日(火) 14:00~16:00 (申込×切) 平成27年1月30日(金)	石垣地方合同庁舎3階会議室 (石垣市字登野城55-4)	50名

(注) 名護市、宮古島市及び石垣市での「改正パートタイム労働法について」の説明は、沖縄労働局雇用均等室となります。また、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法については、那覇会場のみとなります。

[申し込み・問い合わせ先] 沖縄労働局 雇用均等室

TEL (098)868-4380、 FAX(098)869-7914

「改正パートタイム労働法等説明会」参加申込書

上記(申込×切)までに、FAXまたは電話によりご連絡ください。

※入場は無料です。

(定員になり次第締め切らせて頂きますのでご了承ください。)

申 込 書	希望会場(○で囲んでください) 県庁講堂(那覇市)・名護市・宮古島市・ 石垣市 (企業・団体名)	所在地: TEL : FAX :	
	参 加 者 名	役職等	備考